

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県徳島市西新浜町二丁目22番地

氏 名 株式会社オオタ
代表取締役 太田 佳克

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和7年11月26日

許可の有効年月日 令和12年11月8日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類
(以上8種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年11月9日	新規許可
平成13年5月8日	変更届出
平成17年11月9日	更新許可
平成22年11月9日	更新許可
平成27年11月9日	更新許可
平成27年11月9日	変更許可 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類の追加、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの限定解除)
平成28年4月8日	変更届出 (代表者の変更)
令和2年12月8日	更新許可
令和6年7月22日	変更届出 (代表者の変更)
令和7年11月26日	更新許可

以下余白





許可番号 第 02809073601 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島市西新浜町二丁目22番地

氏 名 株式会社オオタ
代表取締役 太田 佳克

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和7年11月12日

許可の有効年月日 令和12年11月11日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）
取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
8. がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年11月12日	新規許可
令和2年11月12日	更新許可
令和7年11月12日	更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

認定番号 徳210202

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定証

住所 徳島県徳島市西新浜町二丁目22番地

氏名 株式会社オオタ 代表取締役 太田 佳克

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、認定基準に適合した産業廃棄物処理業者であることを証する。

令和7年3月12日

徳島県知事 後藤田 正 純



1 認定区分
第2区分

2 認定の有効期間
令和7年3月12日から令和10年3月11日まで

3 認定の更新又は変更の状況

平成22年3月17日	新規認定
平成25年3月15日	更新認定
平成28年3月15日	更新認定
平成31年3月12日	更新認定
令和4年3月12日	更新認定
令和6年7月22日	変更届出 (代表者の変更)
令和7年3月12日	更新認定

産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県徳島市西新浜町二丁目22番地

氏 名 株式会社オオタ
代表取締役 太田 佳克

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証
する。

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年3月25日

許可の有効年月日 令和10年12月8日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(造粒固化、破碎)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

造粒固化: 汚泥(建設系無機性のものに限る。)

(以上1種類、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品
産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)破 碎: 紙くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず(以上2種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄
物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、廃石膏ボードに限
る。)

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

(1) 中間処理(造粒固化)については、排出現場内で行うこと。

(2) 中間処理(破碎)については、夜間は操業を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年12月9日	新規許可
平成16年10月1日	変更許可(破碎を追加)
平成21年1月22日	更新許可
平成25年11月22日	変更届出(駐機場所の変更)
平成26年1月29日	更新許可
平成28年4月8日	変更届出(代表者の変更)
平成31年2月1日	更新許可
令和6年3月25日	更新許可
令和6年7月22日	変更届出(代表者の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

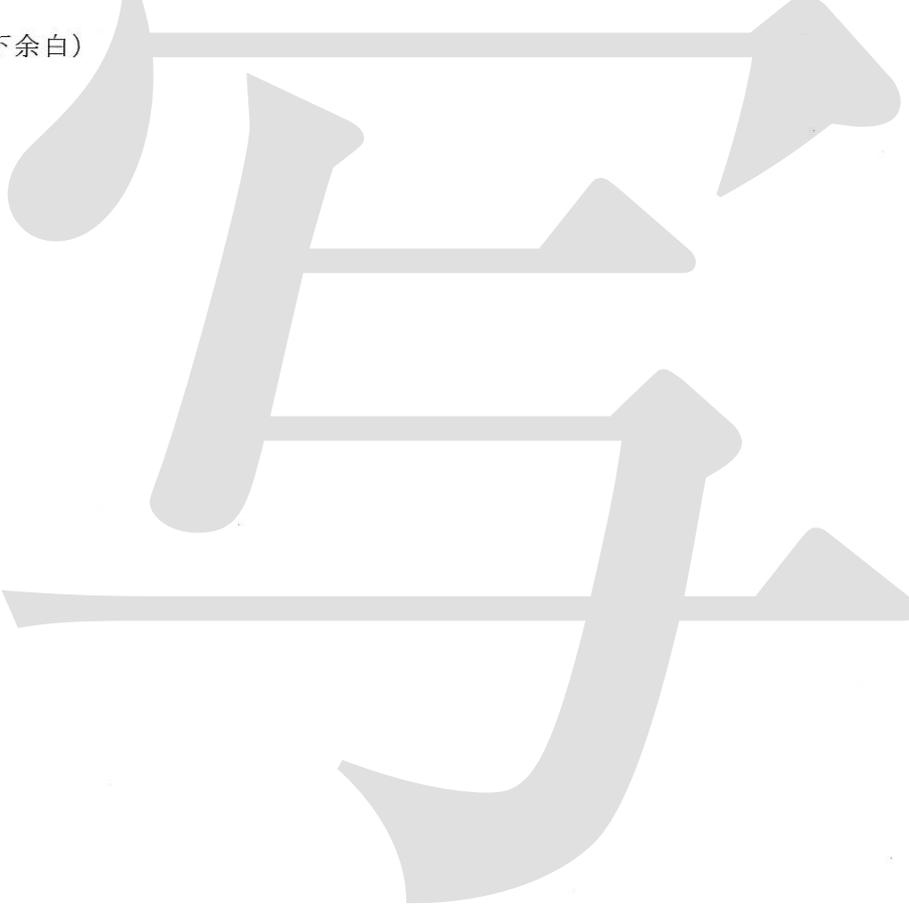
有・無

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類：造粒固化施設（移動式）
駐 機 場 所：徳島県徳島市西新浜町二丁目29番1
処 理 能 力：240m³/日（8時間）
取り扱う産業廃棄物の種類：汚泥

種 類：破碎施設（渡辺工業製RECOM500システム）
設 置 場 所：徳島県徳島市論田町新開66番91
設 置 年 月 日：平成16年9月20日
処 理 能 力：24t/日（8時間）
取り扱う産業廃棄物の種類：紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（以下余白）



許可番号 03805073601

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 徳島県徳島市西新浜町二丁目22番地
氏名 株式会社オオタ
代表取締役 太田 佳克

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和 5年12月21日
許可の有効年月日 令和10年12月20日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

紙くず

以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成30年12月21日

○更新許可

令和 5年12月21日

○代表者変更 (旧: 太田 八恵子)

令和 6年 6月24日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無